

ごみ搬入量の推移はどうなっているの？

(単位:トン)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(各年度4月～1月まで)		
青梅市	26,263.95	25,815.10	25,576.12
福生市	10,586.04	10,599.15	10,187.85
羽村市	10,414.09	10,485.30	10,400.77
瑞穂町	7,108.37	7,488.36	7,493.59
構成市町計	54,372.45	54,387.91	53,658.33
構成市町外	1,161.62	610.51	1,739.26
合計	55,534.07	54,998.42	55,397.59

公害防止協定に基づき、ごみ焼却に伴う排出ガスの測定結果などを公開します！

平成26年度1月末現在、構成市町(青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)から搬入された燃やせるごみの量は、53,658.33トンで、前年度と比べ729.58トン、1.3%の減量となっています。

また、平成26年8月から受入れを開始した小金井市の広域支援受託量は、平成27年1月末現在、1,739.26トンで、広域支援を含めた全体量では、前年度と比べ399.17トン、0.7%の微増となっています。

ごみ焼却処理に伴う排出ガスの測定結果の状況は？

■ 排出ガス測定結果 下の表は、平成26年度の排ガス測定の結果です。すべての項目において、法規制値ならびに公害防止協定値を下回っています。

項目	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	水銀	ダイオキシン類	
単位	ppm	ppm	g/m ³ (N)	ppm	mg/m ³ (N)	ng-TEQ/m ³ (N)	
法規制値	(約440)	250	0.08	430	—	1	
公害防止協定規制値	30	50	0.02	25	—	0.5	
公害防止協定目標値	10	40	0.01	10	0.05	0.1	
1号炉	H26.7.2	<1	15	<0.001	9	0.005	0.0082
	H26.10.17	<1	23	<0.001	6	<0.005	—
	H27.1.7	分析中	分析中	分析中	分析中	—	分析中
	H27.2.20	分析中	分析中	分析中	分析中	—	—
2号炉	H26.5.13	<1	25	<0.001	9	0.005	0.0031
	H26.6.10	<1	34	<0.001	9	—	—
	H26.10.31	—	—	—	—	—	0.000056
	H26.11.21	<1	20	<0.001	8	0.005	—
	H27.3.3	実施予定	実施予定	実施予定	実施予定	—	実施予定
3号炉	H26.4.22	<1	24	<0.001	7	0.007	0.0054
	H26.8.21	<1	19	<0.001	9	—	—
	H26.9.8	<1	28	<0.001	8	—	—
	H26.12.2	<1	35	<0.001	6	<0.005	0.0072

■ 大気環境中のダイオキシン類測定結果

(単位:pg-TEQ/m³)

採取場所	平成24年		平成25年		平成26年	
	6月	12月	6月	12月	6月	12月
環境基準値	0.6					
羽村市立羽村第三中学校	0.026	0.011	0.031	0.051	0.015	0.020
羽村市立松林小学校	0.031	0.0081	0.045	0.030	0.014	0.016
羽村市立あさひ公園	0.026	0.011	0.028	0.029	0.014	0.015
瑞穂町立瑞穂第四小学校	0.030	0.014	0.031	0.067	0.015	0.022
瑞穂町富士見公園	0.032	0.0079	0.031	0.053	0.017	0.019

左の表は、西多摩衛生組合周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果で、年2回実施しています。

測定結果は、24時間の試料採取によるもので、各地点とも環境基準値を下回っています。

アクセス図



編集・発行 西多摩衛生組合 2015年2月発行【No.19】

(構成団体 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)

- 西多摩衛生組合環境センター
住所: 〒205-0012 東京都羽村市羽4 2 3 5
TEL: 042-554-2409 FAX: 042-554-2426
- フレッシュランド西多摩
住所: 〒205-0012 東京都羽村市羽4 2 2 5
TEL: 042-570-2626 FAX: 042-570-2288

西多摩衛生組合
ホームページ

<http://www.nishiei.or.jp>

西多摩衛生組合

2015年2月発行
No.19



広域支援

平成27年度 小金井市の可燃ごみの受入れ

平成27年1月28日に小金井市から西多摩衛生組合に対し、『多摩地域ごみ処理広域支援体制』に基づく可燃ごみ処理の支援依頼がありました。当組合では、多摩地域ごみ処理広域支援ブロック協議会での協議結果を尊重するとともに、周辺地域の住民で組織する羽村九町内会自治会生活環境保全協議会および瑞穂町環境問題連絡協議会からの意見を踏まえ、可燃ごみの受託処理に関わる措置対応を検討しました。その結果、相互扶助の観点から平成27年度においても支援依頼を受託し、広域支援を行うこととしましたのでお知らせします。

日野市・国分寺市・小金井市の3市は、可燃ごみの共同処理を行う準備を進めており、平成26年12月の各市議会において、一部事務組合設立に必要な規約が可決されています。これにより、平成27年7月には、3市を構成団体とする『浅川清流環境組合』が設立される予定です。

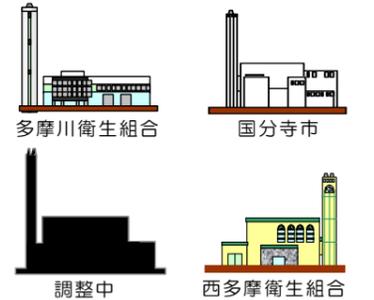
【受入条件】

- 受入期間 平成27年4月から平成28年3月まで
- 受入量 2,000トン
- 対象ごみ 可燃ごみ
- 受入曜日 月～土曜日(計67日間) ※ただし、時期により搬入調整あり

■ 平成27年度 小金井市の広域支援予定量

(単位:トン)

	所属ブロック	処理委託期間	支援予定量
多摩川衛生組合(稲城市・狛江市・府中市・国立市)	第2ブロック	平成27年4月1日～平成28年3月31日	6,000
国分寺市	第2ブロック	平成27年4月1日～平成28年3月31日	3,600
調整中	調整中	調整中	2,000
西多摩衛生組合(青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)	第3ブロック	平成27年4月1日～平成28年3月31日	2,000
合計			13,600



広域支援に伴う西多摩衛生組合の措置対応

■ 平成27年度 当初計画と受託後の比較

	当初計画	支援受託後	増減
ごみ搬入量(トン)	62,300	64,300	+2,000
構成市町(トン)	62,300	62,300	±0
広域支援(トン)	0	2,000	+2,000
総日数	366	366	±0
1炉稼働日数(日)	304	289	-15
2炉稼働日数(日)	48	63	+15
全炉停止日数(日)	14	14	±0
運転炉数(炉)	400	415	+15

当初計画との比較

- ごみ搬入量は、支援受託に伴い**2,000トン増加**します。
- 小金井市のごみ搬入日数は期間中**延べ67日間**です。
- 搬入車両については、**2または3トン車が使用され、支援期間中に延べ1,145台**の搬入を予定しています。
- 搬入時間は、**8:30から概ね16:00まで**とします。
- 搬入経路は、**新青梅街道または国道16号(瑞穂町経由)**⇄**西多摩衛生組合**を予定しています。
- 支援分の可燃ごみ(2,000トン)の処理については、**支援期間中、2炉稼働日を15日間増加**させることにより、適正な維持管理が図れるものと判断しています。

前年度広域支援との比較

- 広域支援量は、前年度に比べ、**1,000トン減少**します。
- 小金井市のごみ搬入日数は、前年度の延べ80日間に比べ、**13日間減少**します。
- 支援搬入台数は、前年度の1,703台に比べ、**558台減少**する見込みです。
- 搬入時間は、前年度と変更ありません。
- 搬入経路は、前年度と変更ありません
- 支援量の減少に伴い、前年度に比べ、**2炉稼働日は19日間減少**し、**1炉稼働日は28日間増加**します。

■ 平成26年度と平成27年度の広域支援比較

	26年度	27年度	増減
ごみ搬入量(トン)	65,600	64,300	-1,300
構成市町(トン)	62,600	62,300	-300
広域支援(トン)	3,000	2,000	-1,000
総日数	365	366	+1
1炉稼働日数(日)	261	289	+28
2炉稼働日数(日)	82	63	-19
全炉停止日数(日)	22	14	-8
運転炉数(炉)	425	415	-10

多摩地域ごみ処理広域支援体制の対応経過

小金井市

依頼量：13,000トン/年 依頼期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間）
（新たな可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間）

広域支援依頼（平成26年10月24日）

第2ブロック（代表：国分寺市 副代表：柳泉園組合）

第2ブロック会議（平成26年11月21日開催）

- 協議結果
 - 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱（以下「要綱」という。）第16条に基づく小金井市からの広域支援の要請については、要綱第19条による方法で支援先を調整することとなるが、これまでの経過を考慮し、平成28年度までは小金井市が支援先を調整することとする。また、平成29年度から新たな可燃ごみ処理施設が稼働する平成31年度までの3年間については、要綱第19条に基づき改めて支援先を調整することとする。
 - 小金井市の広域支援に伴う「多摩地域ごみ処理広域支援第2ブロック会議」については、状況が現状を維持する限りは、平成27年度の開催は不要とする。また、平成29年度から平成31年度までの3年間の広域支援については、要綱第19条に基づき、第2ブロック内での支援を確認するため、平成28年度に改めて開催することとする。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条（協力の必要な事態）【抜粋】

- 第16条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。ただし、原則として年末年始・休日を除く。
 - 緊急事態・不慮の事故等による突発的な施設停止、または処理能力が著しく低下した場合をいう。
 - 事前予測可能事態・施設の定期点検整備または改修工事、更新、新設であらかじめ計画された事態をいう。
 - 前号に規定する、新設であらかじめ計画された事態とは、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、ごみ処理施設の建設計画が市町村等において、決定されている場合をいう。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第19条（支援の要請）【抜粋】

- 第19条 市町村等において協力の必要な事態が生じた場合、速やかにブロック代表に多摩地域ごみ処理広域支援要請書を提出するものとする。
 - ブロック代表は、前項の要請に基づき、同一ブロック内の市町村等と円滑で合理的な支援を考慮し、調整を行うものとする。
 - ブロック代表は、前項において受託可能な市町村等がない場合又は受託量が支援要請量に満たない場合は、ブロック協議会会長に、その旨を報告確認し、他ブロックであっても、受託可能な市町村等と調整をすることができる。
 - ブロック代表は、前項においても、調整ができない場合は、ブロック協議会会長に調整を依頼するものとする。

ブロック協議会会長へ報告（平成27年1月6日）

多摩地域ごみ処理広域支援ブロック協議会（会長：青梅市）

ブロック協議会会長

○ 第2ブロック会議の協議結果を第1・3ブロック代表へ報告し、各代表から関係団体へ報告、意見等を確認する。

第1・3ブロックの関係団体へ報告・意向確認（平成27年1月16日 受理）

第1ブロック（代表：多摩市 副代表：小平・村山・大和衛生組合） 第3ブロック（代表：青梅市 副代表：あきる野市）

意見集約

○ ブロック協議会の意見集約結果（平成27年1月27日）
各ブロックに意向確認したところ、意義がなかったことから、第2ブロックの協議結果（意向）を尊重し、了承することとした。

小金井市

ブロック協議会の意見集約結果を踏まえ、支援先を調整

支援依頼
平成27年1月28日

西多摩衛生組合

- 依頼期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日
- 依頼量：2,000トン
- 対象ごみ：可燃ごみ
- 依頼日：月～土曜日（計67日間）

小金井市の広域支援に対する基本的な考え方

- 西多摩衛生組合構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）の可燃ごみ処理を最優先とし、日常のごみ処理に支障を来すことのない範囲で広域支援を実施する。
- 西多摩衛生組合の公害防止協定を遵守する。
- 施設の維持管理上において影響が生じない範囲で広域支援を実施する。
- 多摩地域ごみ処理支援ブロック協議会の意見を尊重する。
- 他の施設が、ごみ受入れのできない時期（定期補修期間や土曜のごみ受入不可等）に補助的な役割（サブ）を担って支援していくことを基本とする。
- 広域支援の契約は、単年度ごとに行う。
- 広域支援を継続する場合は、できるだけ早い時期に羽村・瑞穂両協議会へ連絡する。
- 小金井市に対し、日野市、国分寺市および小金井市の可燃ごみ共同処理に向けたスケジュールを情報公開するよう依頼し、スケジュールを把握した場合は、速やかに羽村・瑞穂両協議会へ連絡する。

用語解説

ブロック会
ブロック協議会
とは？

多摩地域の市町村・一部事務組合では、ごみ処理の相互支援協力の必要な事態が発生した場合に備え、『多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱』を定めており、この要綱に基づき、多摩地域を3つのブロックに分けています。また、他のブロック会と支援調整を行う組織として、ブロック会の代表で構成するブロック協議会を設置しています。

○ 多摩地域の各ブロック会の構成【※ ブロック協議会会長および各ブロック代表は輪番制です】

第1ブロック	八王子市、立川市、昭島市、小平市、武蔵村山市、日野市、東大和市、多摩市、町田市、小平・村山・大和衛生組合、多摩ニュータウン環境組合
第2ブロック	稲城市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、狛江市、調布市、西東京市、東久留米市、東村山市、府中市、三鷹市、武蔵野市、柳泉園組合、多摩川衛生組合、ふじみ衛生組合
第3ブロック	青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、あきる野市、日の出町、奥多摩町、檜原村、西秋川衛生組合、西多摩衛生組合

西多摩衛生組合の対応経過

- 平成27年1月22・27日
第3ブロック代表より、第2ブロック会議の協議結果報告（平成27年1月16日受理）を受け、羽村・瑞穂両協議会（羽村：22日、協議会役員/瑞穂：27日、協議会代表理事）へ、小金井市の広域支援に関わる平成26年度の状況および平成27年度の動向について説明を行う。
- 平成27年1月27日
多摩地域ごみ処理広域支援ブロック協議会で、多摩地域の市町村および一部事務組合の意向を確認したところ、第2ブロック会議（平成26年11月21日開催）の協議結果を尊重することで意見集約され、報告がなされる。
- 平成27年1月28日
小金井市より西多摩衛生組合に対する広域支援依頼があったことから、これを受け、組合議員・構成市町長へ通知する。また、公害防止協定に基づき、羽村・瑞穂両協議会へ連絡し、搬入措置対応についての協議を依頼する。
- 平成27年1月30日
西多摩衛生組合幹事会において、小金井市の広域支援に関わる平成26年度の対応状況を説明し、平成27年度の支援依頼について協議した結果、支援受託をすることで意見集約される。
- 平成27年2月4日
1月28日の協議依頼に対し、羽村・瑞穂両協議会から資料のとおり回答書が提出される。広域支援の必要性について理解が得られるとともに、搬入措置対応に関する条件が示される。
- 平成27年2月5日
西多摩衛生組合正副管理者会議において、ブロック協議会および羽村・瑞穂両協議会での協議結果と、環境センターの技術的な措置対応を総合的に勘案し、相互扶助の観点から、支援受託することを機関決定する。
- 平成27年2月17日
西多摩衛生組合協議会議員全員協議会において、組合議員に対し、小金井市の広域支援に関わる平成26年度の対応状況を報告するとともに、平成27年度の広域支援依頼を受託することについて報告する。
- 平成27年2月下旬
西多摩衛生組合広報紙『にしたまエコにゅずNo.19』（本紙）を羽村・瑞穂両協議会区域内へ全戸配布し、小金井市の広域支援に関わる平成26年度の対応状況と、平成27年度の支援受託決定についてお知らせする。
- 平成27年4月（予定）
可燃ごみ焼却処理委託契約を締結し、平成27年4月から、小金井市の可燃ごみの受入れを開始予定。
組合では、これまでと同様に交通状況の確認、搬入出経路の安全確認を徹底します。

資料 ■ 小金井市のごみ広域支援（平成27年度）に伴う搬入措置対応について

平成27年2月4日

西多摩衛生組合 管理者 並木 心 様

羽村九町内会自治会生活環境保全協議会 会長 芳谷 松男
瑞穂町環境問題連絡協議会 会長 龍王 嘉盛

平成27年1月28日付け、西衛発第745号にて協議依頼のあった標記の件について、次のとおり回答いたします。羽村・瑞穂両協議会としては、小金井市の可燃ごみの広域支援は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定及び同要綱による広域支援の必要性については理解いたします。

しかしながら、構成市町以外のごみ焼却については、環境センター周辺住民の理解を得るために苦慮している現状もあります。

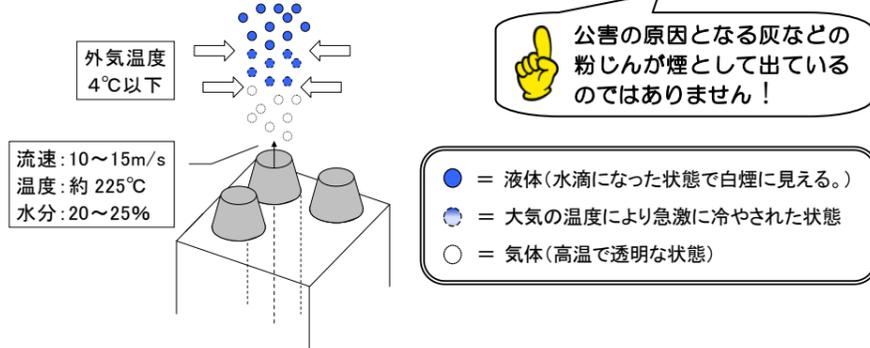
従って、小金井市等が計画している焼却施設の建設が早期に竣工していただきたいと考えております。よって、小金井市の可燃ごみの広域支援には、下記の条件を付けることとしたい。

- 広域支援受託は単年度単位とし、日野市・国分寺市・小金井市の共同処理事業の具体的な計画を提示し、それが計画通り進行している事を確認しつつ、支援を継続すること。
- 広域支援受託に伴い、ごみ焼却量が増えることから、燃焼管理に十分に配慮し、さらなる、周辺環境への負荷を低減するための努力をすること。
- 広域支援受託に伴い、周辺環境整備等についてもより一層の努力をすること。
- 周辺住民への説明会などを実施し、周辺住民の理解を促す対応を積極的に実施すること。

煙突から見える 白い煙?のおはなし

◆ 煙突から見える『白い煙』の正体とは？

煙突から出る排ガスは、普段、肉眼では見えにくい状態ですが、気温の低い冬場などの夜から明け方に白い煙のように見えることがあります。これは、やかんでお湯をわかすと白い湯気が立つ現象と同じで、排ガス中の水分が外の空気で冷やされて、細かな水滴となることにより、白い煙のように見えるものです。



この白い煙(水蒸気が冷えたもの)が見えるのは外観上好ましくないとの考えから、清掃工場によっては、排ガスが煙突から出る前に熱い空気を吹き入れることで、水蒸気を空気に溶け込ませ、白い煙の発生を防ぐ「白煙防止装置」を設置しています。しかし、熱い空気を作るために、本来発電などに利用できる熱エネルギーを消費してしまうデメリットがあります。

◆ 『白い煙』に対する国の考え・ほかの清掃工場での対応は？

国では...
環境省は、白煙防止装置を使わなくても排ガスへの影響はないことから、地球温暖化対策の一環として、白煙防止装置に使う熱エネルギーを発電に使った方がよいという方針を打ち出しています。

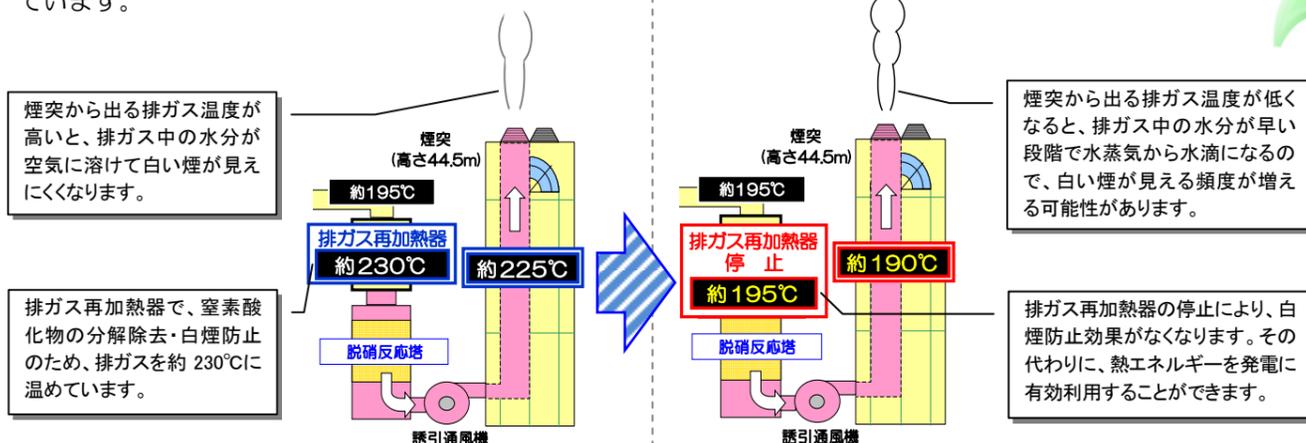
ほかの清掃工場では...
全国的に地球温暖化、経済性の観点から白煙防止装置を設置しない、または停止する工場が多くなっています。多摩地域の新しい清掃工場においても、二酸化炭素(CO₂)の排出量削減や熱エネルギーの有効活用の面から、白煙防止装置を行っていません。また、既存の清掃工場でも、白煙防止装置を停止もしくは停止を検討する措置が取られています。

◆ 西多摩衛生組合での『白い煙』への対応・計画は？

西多摩衛生組合では、地球温暖化を防ぎ、発電効率の向上を目指します！

現在 環境センターには、もともと白煙防止を目的とした単独の設備はありません。しかし、窒素酸化物の分解除去を目的に、脱硝反応塔を通過させる前の排ガスを約230℃に温める「排ガス再加熱器」という設備があり、副次的効果として白い煙(水蒸気が冷えたもの)の発生を防いでいます。現在は、この排ガスを温める過程で、発電などに利用できる多くの熱エネルギーを消費してしまっています。

計画 環境センターでは、排ガス処理設備の基幹的設備改良工事完了に合わせて、「排ガス再加熱器」の運転を順次停止することを計画しています。改良工事により、脱硝触媒の表面積を増やすことで、窒素酸化物を分解除去する機能を維持できるため、排ガスを温める必要がなくなります。これにより、これまで排ガス再加熱器で約195℃から230℃まで温めていた熱エネルギーを発電に有効利用することができます。



平成26年度 小金井市の広域支援状況

平成26年度
広域支援

■ 西多摩衛生組合の小金井市ごみ受入条件

平成26年度の広域支援は、平成26年6月4日付けで小金井市より『多摩地域ごみ処理広域支援体制』にもとづく可燃ごみ処理の支援依頼があり、下記の受入条件により、8月1日より受入れを開始しています。

- 【受入条件】
- 受入期間 平成26年8月1日(金)から平成27年3月31日(火)
 - 受入量 3,000トン以内
 - 対象ごみ 可燃ごみ
 - 受入曜日 火・水・金・土曜日(計80日間) ※10~12月は土曜日のみ搬入

■ 西多摩衛生組合の小金井市可燃ごみ搬入量(平成27年1月まで)

下の表は、広域支援(小金井市)の月別搬入予定および実績を示しています。平成26年8月から平成27年1月末までの搬入実績は1,739.26トンで、当初予定量2,045トンに対して305.74トン、14.95%の減少となっています。抜き取り検査の結果、生ごみなどの可燃物のほか少量の資源物が混入していたため、小金井市に対し、可燃ごみのさらなる分別の徹底を要請しました。

	当初予定		実績		予定と実績の差	
	搬入量(t)	搬入日(日)	搬入量(t)	台数(台)	搬入量比較(②-①)	比較(%)
26年8月	597	18	537.74	261	-59.26	-9.93
9月	561	16	472.17	231	-88.83	-15.83
10月	173	4	164.29	88	-8.71	-5.03
11月	209	5	211.87	110	2.87	1.37
12月	173	4	129.77	67	-43.23	-24.99
27年1月	332	5	223.42	99	-108.58	-32.70
合計	2,045	52	1,739.26	856	-305.74	-14.95



■ 多摩地域の小金井市支援状況(平成27年1月まで)

(単位: トン)

支援先	所属ブロック	処理委託期間	支援予定量	平成27年1月までの搬入実績
多摩川衛生組合(稲城市・狛江市・府中市・国立市)	第2ブロック	平成26年4月1日~平成27年3月31日	6,000	4,979.33
国分寺市	第2ブロック	平成26年4月1日~平成27年3月31日	3,600	2,490.13
昭島市	第1ブロック	平成26年7月1日~平成27年3月31日	2,000	1,411.46
西多摩衛生組合(青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)	第3ブロック	平成26年8月1日~平成27年3月31日	3,000	1,739.26
合計			14,600	10,620.18

西多摩衛生組合環境センターの排ガス再加熱器の停止によって...

- ☝ 煙突から出る排ガスの温度が下がるので、白い煙「水蒸気が冷えたもの」が発生する頻度が増えますが、これは**外観上(見た目)の問題**となります。
- ☝ これまで排ガス再加熱器で使用していた**熱エネルギーを発電に有効利用**することができるので、地球温暖化の原因となる**二酸化炭素(CO₂)削減にも貢献**することができます！
- ☝ 煙突からの排ガスについては、これまでどおり**公害防止協定を遵守**できることから、**環境への影響はないもの**と判断しています。ただし、当組合では、**大気環境測定回数を増やし、改良工事の影響を確認**していきます。

■ 改良工事とそれに伴う大気環境測定の予定

- 排ガス再加熱器の停止前と停止後の結果を調査するため、平成28年度までの大気環境測定の回数を年2回から年4回に増やします。
- 平成26年度に2号炉、平成27年度に1号炉、平成28年度に3号炉の排ガス処理設備の基幹的設備改良工事を実施し、順次、排ガス再加熱器の運転を停止していきます。
- 大気環境の測定場所は5か所(羽村市立羽村第三中学校、羽村市立松林小学校、羽村市立あさひ公園、瑞穂町立瑞穂第四小学校、瑞穂町富士見公園)で、測定項目は5項目(ダイオキシン類、二酸化硫黄、二酸化窒素、塩化水素、浮遊粒子状物質)です。

